

専決処分報告（損害賠償及び和解）

令和2年（2020年）5月28日提出

札幌市長 秋 元 克 広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

1 訴訟外のもの

(1) 損害賠償及び和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故24件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
1	令和元年12月20日 札幌市中央区 株式会社ファイン ワークス	令和元年11月3日、札幌市南区澄川5条4丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の跳ね上がったグレーチングにより損傷したものの	154,880円
2	令和元年12月22日 札幌市豊平区在住者	令和元年10月9日、札幌市白石区北郷2条2丁目において、相手方が所有するマンションの外壁が、本市が管理する街路樹の倒壊により損傷したものの	179,080円
3	令和2年1月7日 東京都江東区 富島海運株式會社	令和元年11月18日、札幌市東区北33条東2丁目において、本市の道路パトロール車と相手方の自動車が接触し、当該自動車が損傷したものの	686,462円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
4	令和2年1月12日 札幌市東区在住者	令和元年12月14日、札幌市東区東雁来町において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの	4,962円
5	令和2年1月15日 札幌市手稲区在住者	令和元年7月21日、札幌市手稲区前田6条11丁目において、市立小学校出入口に本市が設置した簡易スロープを歩行中の相手方が、当該スロープの落下により転倒し、負傷したものの（番号21と同一の事故）	22,660円
6	令和2年1月23日 札幌市南区 株式会社プロテックス	令和元年12月19日、札幌市南区石山1条3丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの	44,094円
7	令和2年1月31日 札幌市厚別区在住者	平成30年9月5日、札幌市厚別区厚別西1条2丁目において、相手方の物置が、本市が管理する樹木の倒壊により損傷したものの	966,900円
8	令和2年2月1日 札幌市北区 株式会社クローバー	平成31年4月5日、札幌市北区北17条西5丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの	38,134円
9	令和2年2月2日 札幌市手稲区在住者	令和元年12月25日、札幌市手稲区西宮の沢6条2丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の跳ね上がったグレーチングにより損傷したものの	26,928円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
10	令和2年2月5日 札幌市厚別区在住者	令和元年11月7日、札幌市中央区宮の森2条17丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の跳ね上がったグレーチングにより損傷したものの	484,820円
11	令和2年2月12日 札幌市北区 ART株式会社	令和元年12月1日、札幌市北区新琴似3条6丁目において、本市が管理する道路から店舗の駐車場に入ろうとした相手方の自動車が、跳ね上がった歩道の縁石により損傷したものの	408,441円
12	令和2年2月26日 札幌市中央区在住者	令和元年9月5日、札幌市中央区南3条西11丁目において、本市の福祉業務用のリース車と相手方の運転する自転車が接触し、相手方が負傷するとともに、当該自転車が損傷したものの	500,120円
13	令和2年2月28日 札幌市北区 社会福祉法人悠生会	令和2年1月23日、札幌市北区あいの里3条8丁目において、本市の救急隊員が、救急活動中に誤って相手方の施設の内壁を損傷したものの	279,400円
14	令和2年2月29日 札幌市中央区 株式会社北住計画	令和元年8月28日、札幌市南区真駒内において、民有地から本市が管理する道路に入ろうとした相手方の自動車が、当該道路上の跳ね上がったグレーチングにより損傷したものの	63,804円
15	令和2年3月3日 札幌市東区在住者	令和元年12月29日、札幌市北区北18条西11丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の障害物により損傷したものの	22,596円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
16	令和2年3月6日 札幌市東区在住者	令和2年1月26日、札幌市東区北41条東16丁目において、停車中の相手方の自動車 ^が 、本市の消防車両に弾かれた車輪止めにより損傷したものの	197,287円
17	令和2年3月24日 札幌市中央区在住者	令和2年2月12日、札幌市豊平区美園5条2丁目において、市立小学校の敷地内に駐車中の相手方の自動車 ^が 、校舎からの落雪により損傷したものの	812,976円
18	令和2年3月25日 恵庭市在住者	令和2年1月29日、札幌市豊平区月寒中央通5丁目において、本市の福祉業務用のリース車と相手方の自動車 ^が が接触し、当該自動車が損傷したものの	172,000円 (相手方が本市に支払う額 241,214円)
19	令和2年3月26日 石狩市在住者	令和元年12月20日、札幌市東区北30条東10丁目において、本市の福祉業務用のリース車と相手方の自動車 ^が が接触し、当該自動車が損傷したものの	229,706円
20	令和2年3月26日 夕張郡栗山町 丸勝樺沢工業株式会社	令和2年3月5日、札幌市白石区菊水上町4条4丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車 ^が が、当該道路上の雨水 ^{ます} 枿を通過した際に、当該雨水枿の蓋が外れたことにより損傷したものの	82,237円
21	令和2年3月31日 北海道後期高齢者 医療広域連合	令和元年7月21日、札幌市手稲区前田6条11丁目において、市立小学校出入口に本市が設置した簡易スロープを歩行中に、当該スロープの落下により転倒し、負傷した者が相手方の行う医療給付を受けたもの（番号5と同一の事故）	29,502円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
22	令和2年3月31日 札幌市豊平区 株式会社トヨタレンタリース新札幌	令和2年3月5日、札幌市中央区北1条西2丁目において、本市の清掃業務用のリース車が駐車中の相手方の自動車に接触し、当該自動車が損傷したもの	89,914円
23	令和2年4月13日 札幌市白石区 北海道自動車リース株式会社	令和2年3月9日、札幌市白石区東米里において、本市の清掃業務用のリース車が駐車中の相手方の自動車に接触し、当該自動車が損傷したもの	180,595円
24	令和2年4月23日 札幌市豊平区在住者	令和2年2月10日、札幌市中央区大通西4丁目において、大通交流拠点地下広場に展示中の相手方の彫刻作品が、上屋からの漏水により損傷したもの	800,000円

(2) 和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故2件について、次のとおり和解する。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	和解の概要
1	令和2年3月9日 札幌市中央区在住者	令和2年1月14日、札幌市中央区南9条西2丁目において、本市の道路パトロール車と相手方の自動車が接触したもの	相手方は、本市に対して、203,175円を支払う。
2	令和2年3月30日 札幌市北区 北星タクシー株式会社	令和2年1月7日、札幌市中央区宮の森1条9丁目において、本市の美化パトロール車と相手方の自動車が接触したもの	相手方は、本市に対して、143,041円を支払う。

2 訴訟によるもの

本市は、貸金請求事件1件及び損害賠償請求事件1件について、次のとおり和解する。

番号	専決処分年月日 事 件 名	相手方	和解の概要
1	令和2年2月14日及び 同年3月11日 札幌簡易裁判所 令和元年(ハ)第4991 号 貸金請求事件	札幌市南区在住 者2名	<p>(1) 相手方は、住宅新築資金貸付金に係る償還金等の支払について、本市に対し、それぞれ338,761円の支払義務があることを認める。</p> <p>(2) 相手方は、本市に対し、前号の金員をそれぞれ分割して支払う。</p> <p>(3) 相手方が前号の分割支払を怠り、その額が一定額に達したときは、相手方は、期限の利益を喪失し、第1号の金員の残額及びこれに対する遅延損害金を支払う。</p> <p>(4) 本市及び相手方は、本市と相手方との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに債権債務がないことを相互に確認する。</p>
2	令和2年3月31日 札幌地方裁判所 平成29年(ワ)第1928 号 損害賠償請求事件	札幌市南区在住 者 北広島市 有限会社JUN 内装	<p>平成28年12月22日、札幌市南区川沿4条3丁目の札幌市道で発生した多重衝突事故に関し、相手方が本市に対し損害賠償を請求した事案について、</p> <p>(1) 本市は、本件訴訟に鑑み、札幌市道における積雪時の適切な道路管理に努めるものとする。</p> <p>(2) 相手方は、いずれも本</p>

			<p>市に対する請求を放棄する。</p> <p>(3) 相手方及び本市は、本件に関し、何らの債権債務のないことを相互に確認する。</p> <p>(4) 訴訟費用は、各自の負担とする。</p>
--	--	--	---